



基 発 0225 第 1 号

令和 8 年 2 月 25 日

別記関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

「高年齢者の労働災害防止のための指針」の周知について（依頼）

労働基準行政の運営につきましては、平素より格別の御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 5 月 14 日に公布された労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）による改正後の労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 62 条の 2 第 2 項の規定に基づき、令和 8 年 2 月 10 日、「高年齢者の労働災害防止のための指針」（以下「指針」という。）が別添 1 のとおり公表され、令和 8 年 4 月 1 日から適用されることとなりました。

改正の趣旨等は下記のとおりですので、指針に基づき高年齢者の労働災害防止対策が適切に講じられるよう、傘下会員等に対する周知等に御協力をお願いいたします。

記

1 趣旨について（指針第 1 関係）

この指針は、改正法により事業者の努力義務とされた高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置について、その適切かつ有効な実施を図るため必要な事項を示したものであること。

国、事業者、労働者等の関係者においては、一人の被災者も出さないとの基本理念の実現に向け、高年齢者の労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向けて取り組むことが求められるものであること。

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講じるよう努めるとともに、事業場の実情に応じて関係団体の支援を活用し、労働者とも連携・協力して取組を進めることが重要であること。

2 事業者が講ずべき措置（指針第2関係）

事業場における安全衛生管理の基本的体制及び具体的取組の体系については別紙のとおり。

3 安全衛生管理体制の確立等（指針第2の1関係）

(1) 指針第2の1(1)イ②の「労働者の意見を聴く機会」については、安全衛生の委員会のほか、職場で行っている定例の会議や業務ミーティング等も活用できること。なお、必ずしも会議体の構成をとる必要はなく、安全衛生推進者等、指針第2の1(1)ア②の安全衛生方針に基づき指定された担当者等を中心に意見の聴取を実施することも考えられること。

(2) 指針第2の1(2)の「危険源の特定等のリスクアセスメントの実施」については、以下の点に留意すること。

ア リスクアセスメントにより職場の改善を進めた事例として、厚生労働省ホームページの事例でわかる職場のリスクアセスメント等を参考にすること。また、リスクアセスメントにおける危険源の洗い出しに際し、厚生労働省ホームページの労働災害事例集やヒヤリ・ハット事例集等を参考にすること。

イ リスクアセスメントの実施に際し、職場環境改善ツールとして「エイジアクション100 改訂版」のチェックリスト（2021年中央労働災害防止協会、別添2）等を活用することも有効であること。また、チェックリストでは業種別に優先的に取り組む事項も示されており、これらも踏まえてチェックリストを活用するものであること。

ウ フレイルとは、加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態であり、ロコモティブシンドロームとは、年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態のことをいうこと。

エ 「身体負荷を軽減する個人用の装備」については、アシストスーツ等があること。

オ 「職場環境改善等の実施に当たり安全衛生教育と併せて行うこと」の具体的な方法については、例えば、実際に行った職場環境改善の内容と期待される効果について安全衛生教育に含めることが考えられること。

4 職場環境の改善（指針第2の2関係）

(1) 指針第2の2(1)の「情報機器作業への対応」については、パソコン等を用いた情報機器作業において、情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン（令和元年7月12日付け基発0712第3号）等を参照すること。

(2) 指針第2の2(2)の「共通的な事項」については、以下の点に留意すること。

ア 注意力や判断力の低下による災害の防止については、複数の作業を同時進行させるような負担はできるだけ避けることが望ましいこと。なお、複数の作業を同時進行させる場合は、管理監督者が優先順位を判断した上で作業指示をすることが望ましいこと。

イ 腰部に過度の負担がかかる作業に係る作業方法については、重量物を取り扱うときの腰痛のリスクアセスメント手法については、JIS 規格(日本産業規格 JIS Z8505)を参照してリスクアセスメントを行うことが望ましいこと。

- (3) 指針第2の2(2)の「暑熱作業への対応」については、作業の休止時間及び休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での作業を連続して行う時間を短縮するよう努めること。また、作業者の水分及び塩分の摂取状況や、作業者の健康状態を確認し、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合において速やかに作業の中断その他必要な措置を講ずること。積極的に熱中症が生じた疑いのある作業者を早期に発見する観点から推奨される方法として、責任者等による作業場所の巡視、2人以上の作業者が作業中に互いの健康状態を確認するバディ制の採用、責任者、労働者双方向での定期連絡やこれらの措置の組合せなどが挙げられること。

5 高年齢者の健康や体力の状況の把握(指針第2の3関係)

- (1) 指針第2の3(1)の「健康状況の把握」については、以下に掲げる例を参考に、高年齢者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施することが望ましいこと。

- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等(特定健康診査等)の受診を希望する場合は、必要な勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟な対応をすること。
- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めること。
- ・健康診断の結果について、産業医、保健師等に相談できる環境を整備すること。
- ・健康診断の結果を高年齢者に通知するに当たり、産業保健スタッフから健康診断項目毎の結果の意味を丁寧に説明する等、高年齢者が自らの健康状況を理解できるようにすること。
- ・日常的なかかわりの中で、高年齢者の健康状況等に気を配ること。

- (2) 指針第2の3(2)の「体力の状況の把握」については、以下の点に留意すること。

ア 体力チェックの範囲については、歩行能力等の筋力、バランス能力、敏捷性等の労働災害に直接的に関与するものとし、事業場の実情に応じて全身持久力、感覚機能や認知機能等を含めて差し支えないこと。

イ 体力チェックの対象については、身体機能の低下は、20代、30代などの若い頃から始まるとの調査結果もあることから、事業場の実情に応じて高年齢者だけでなく青年期、壮年期から体力チェックを実施することが望ましいとしたものであること。

と。

ウ 体力チェックの方法としては、厚生労働省が作成した「転倒等リスク評価セルフチェック票」(別添3)、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所が開発したステップテストによる簡易体力測定、質問紙による全身持久力評価の手法、文部科学省が実施している新体力テスト等があること。

エ 体力チェックの評価基準については、評価基準を設ける場合、高年齢者が従事する職務の内容等に照らして合理的な水準に設定し、職場環境の改善や高年齢者の体力の向上に取り組むことが重要であり、また、評価に当たっては、仕事内容に対して必要な能力等有るかという観点にも留意する必要があること。

オ 体力チェックを行う場合には、対象者の状況に応じて高負荷にならないように安全に十分配慮する必要があること。

6 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応(指針第2の4関係)

(1) 指針第2の4(2)の「高年齢者の状況に応じた業務の提供」については、以下の点に留意すること。

ア 高年齢者の業務内容の決定に当たり、労働者の健康や体力の状況に応じた対応が求められるが、在宅勤務が長期間に及ぶと筋力等の身体機能が低下する場合があることにも留意すること。

イ 高年齢者の業務内容の決定については、個々の健康や体力の状況に応じ、安全と健康の観点を踏まえた適合業務を高年齢者とマッチングさせるよう努め、継続した業務の提供に配慮することが重要であること。

ウ 何らかの疾病を抱えて治療のための服薬をしながら働く労働者については、治療と就業の両立支援指針(令和8年厚生労働省告示第28号)及び別途示す予定の通達に基づき取り組むよう努めること。

(2) 指針第2の4(3)の「心身両面にわたる健康保持増進措置」については、事業場における労働者の健康保持増進のための指針(昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号、令和8年2月10日最終改正)及び労働者の心の健康の保持増進のための指針(平成18年3月31日健康保持増進のための指針公示第3号、平成27年11月30日最終改正)等に基づき、労働者の健康保持増進対策やメンタルヘルスケアに取り組むこと。その実施に当たっては、以下に掲げる対策例があること。なお、こうした身体機能の維持向上等の措置については労使が協力して取り組むこと。

・健康診断や体力チェックの結果等に基づき、必要に応じて運動指導や栄養指導、保健指導、メンタルヘルスケアを実施すること。なお、栄養指導や保健指導においては、労働者の個別の状況に応じて指導すること。栄養指導や保健指導を行う際には、食べる量、栄養素について、従来の生活習慣病改善の観点だけでなく、フレイルやロコモティブシンドロームの予防の観点からの指導にも留意すること。

- ・身体機能の低下が認められる高齢者については、フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動の実施等、身体機能の維持向上のための支援を行うことが望ましいこと。例えば、運動をする時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援が考えられること。
- ・保健師や専門的な知識を有する運動指導の専門家等の指導の下で高齢者が身体機能の維持向上に継続的に取り組むことを支援すること。
- ・労働者の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する健康経営の観点から企業が労働者の健康づくり等に取り組むこと。
- ・保険者と企業が連携して労働者の健康づくりを効果的・効率的に実行するコーポヘルスの観点から職域単位で健康保険組合が健康づくりを実施する場合には、連携・共同して取り組むこと。

7 安全衛生教育（指針第2の5関係）

- (1) 指針第2の5(1)の「高齢者に対する安全衛生教育」及び5(2)の「管理監督者等に対する教育」について、安全衛生教育の年間計画を立案する際には、単一の災害にのみ焦点を当てるのではなく、腰痛、転倒のような複数の災害を対象としつつ、行動災害一般に共通する教育や、腰痛や転倒に焦点を当てた教育の両方を行うようにすることが望ましいこと。また、高齢者が作業に慣れることで危機意識が薄くなること、体力に応じた作業の危険性等の気づきを促すことが重要であること。
- (2) 指針第2の5(1)の「高齢者に対する安全衛生教育」については、高齢者が自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながることを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解するため、以下の項目についても高齢者への教育の一環として周知することが望ましいこと。
 - ・骨密度が低いと転倒した際に骨折しやすくなり、労働災害リスクが高くなること
 - ・食事や運動などの適切な対応により骨密度を維持することができること
 - ・骨粗鬆症検診について、地域で実施している場合もあり、必要に応じて受診できること
- (3) 指針第2の5(2)の「管理監督者等に対する教育」については、管理監督者は、高齢者が実際に働いている現場を見て、声がけすること等を通じ、作業に無理がないか等を把握することも重要であること。

8 労働者と協力して取り組む事項（指針第3関係）

指針第3の「労働者と協力して取り組む事項」については、労使の協力の下、労働者自身が以下の取組を実情に応じて進めることが必要であること。なお、労使が協力して高齢者の労働災害を防止するため、ヒヤリ・ハット事例を活用する場合には、厚生労働省ホームページのヒヤリ・ハット事例集等を参考にすること。

- ・高年齢者が自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めること。なお、高齢になってから始めるのではなく青年、壮年期から取り組むことが重要であること。
- ・事業者が行う労働安全衛生法で定める定期健康診断を必ず受けるとともに、短時間勤務等で当該健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるよう努めること。
- ・事業者が体力チェック等を行う場合には、これに参加し、自身の体力の水準について確認し、気付きを得ること。
- ・日ごろから足腰を中心とした柔軟性や筋力を高めるためのストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的な体力の維持と生活習慣の改善に取り組むこと。
- ・各事業所の目的に応じて実施されているラジオ体操や転倒予防体操等の職場体操には積極的に参加すること。また、通勤時間や休憩時間にも、簡単な運動を小まめに実施したり、自ら効果的と考える運動等を積極的に取り入れたりすること。
- ・適正体重を維持する、栄養バランスの良い食事をとる等、食習慣や食行動の改善に取り組むこと。
- ・青年、壮年期から健康に関する情報に関心を持ち、健康や医療に関する情報を入手、理解、評価、活用できる能力（ヘルスリテラシー）の向上に努めること。

9 国、関係団体等による支援の活用（指針第4関係）

- (1) 指針第4(3)の「補助金等」については、厚生労働省で実施する補助制度があること。
- (2) 指針第4(4)の「社会的評価を高める仕組み」については、安全衛生に係る優良事業場等の表彰等があること。

別記

中央労働災害防止協会会長
建設業労働災害防止協会会長
陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
林業・木材製造業労働災害防止協会会長
港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
船員災害防止協会会長
ビール酒造組合会長代表理事
一般財団法人食品産業センター会長
精糖工業会会長
日本醤油協会会長
一般社団法人日本植物油協会会長
一般社団法人日本食品機械工業会会長
一般社団法人日本乳業協会会長
協同組合日本製パン製菓機械工業会理事長
一般社団法人日本厨房工業会会長
一般社団法人日本食肉加工協合理事長
一般社団法人日本パン工業会会長
全日本パン協同組合連合会会長
全日本菓子工業協同組合連合会理事長
全国菓子工業組合連合会理事長
全国飴菓子工業協同組合理事長
全国製麺協同組合連合会会長
一般社団法人日本かまぼこ協会代表理事会長
全国水産加工業協同組合連合会代表理事会長
全国飲食業生活衛生同業組合連合会会長
公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協
会会長
全国漁業協同組合連合会代表理事会長
一般社団法人カメラ映像機器工業会代表理事
会長
一般社団法人セメント協会会長
せんい強化セメント板協会会長
ロックウール工業会理事長
塩ビ工業・環境協会会長

化成品工業協会会長
日本フォトイメージング協会会長
製粉協会会長
石灰石鉱業協会会長
一般社団法人全国建築コンクリートブロック
工業会会長
全国生コンクリート工業組合連合会会長
全国素材生産業協同組合連合会会長
全国段ボール工業組合連合会理事長
全日本紙器段ボール箱工業組合連合会会長
全日本紙製品工業組合理事長
電機・電子・情報通信産業経営者連盟理事長
電線工業経営者連盟理事
一般社団法人J A T I 協会会長
一般社団法人日本アルミニウム協会会長
一般社団法人日本ガス協会会長
日本L P ガス協会会長
一般社団法人全国L P ガス協会会長
電気事業連合会会長
一般社団法人日本電気協会会長
一般社団法人日本動力協会会長
一般社団法人日本原子力産業協会会長
日本フェロアロイ協会会長
日本プラスチック工業連盟会長
一般社団法人日本ベアリング工業会会長
一般社団法人日本ロボット工業会会長
一般社団法人日本印刷産業連合会会長
一般社団法人日本衛生材料工業連合会会長
日本火薬工業会会長
公益社団法人全国火薬類保安協会会長
一般社団法人日本機械工業連合会会長
日本機械輸出組合理事長
一般社団法人日本金属プレス工業協会会長
一般社団法人日本建設機械工業会会長
日本光学工業協会会長
一般社団法人日本工作機械工業会会長

一般社団法人日本産業・医療ガス協会会長・
代表理事
一般社団法人日本産業機械工業会会長
日本酸化チタン工業会会長
一般社団法人日本自動車会議所会長
一般社団法人日本自動車工業会会長
一般社団法人日本自動車車体工業会会長
一般社団法人日本自動車部品工業会会長
公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会代表
理事
一般社団法人日本ボイラ整備据付協会会長
一般社団法人日本伸銅協会会長
日本製紙連合会会長
日本船舶輸出組合理事長
一般社団法人日本造船協力事業者団体連合会
会長
一般社団法人日本造船工業会会長
一般社団法人日本鍛圧機械工業会代表理事会
長
一般社団法人日本鍛造協会代表理事会長
一般社団法人日本中小型造船工業会会長
一般社団法人日本鑄造協会会長
一般社団法人日本鑄鍛鋼会会長
一般社団法人日本鉄鋼連盟会長
一般社団法人日本溶接協会会長
一般社団法人日本鉄道車輛工業会会長
一般社団法人日本電機工業会会長
一般社団法人日本照明工業会会長
一般社団法人日本電線工業会会長
一般財団法人日本陶業連盟理事長
一般社団法人日本皮革産業連合会会長
日本紡績協会会長
日本麻紡績協会会長
日本羊毛産業会会長
一般社団法人板硝子協会会長
石油化学工業協会会長

エネルギー資源開発連盟会長
公益社団法人東京医薬品工業協会会長
一般社団法人日本ゴム工業会会長
日本ソーダ工業会会長
一般社団法人日本化学工業協会会長
日本化学繊維協会会長
一般社団法人日本化学物質安全・情報センタ
ー会長
日本化粧品工業会会長
日本製薬工業協会会長
日本製薬団体連合会会長
日本石鹼洗剤工業会会長
一般社団法人日本塗装工業会会長
日本肥料アンモニア協会会長
一般社団法人日本芳香族工業会会長
日本無機薬品協会会長
硫酸協会会長
日本鉱業協会会長
一般社団法人日本砂利協会会長
一般社団法人日本砕石協会会長
一般社団法人日本新聞協会会長
公益社団法人日本専門新聞協会理事長
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
長
全国造船安全衛生対策推進本部本部長
一般社団法人プレストレスト・コンクリート
建設業協会会長
一般社団法人プレハブ建築協会会長
一般社団法人仮設工業会会長
一般社団法人海外建設協会会長
一般財団法人建設業振興基金理事長
公益財団法人建設業福祉共済団理事長
一般社団法人建設産業専門団体連合会会長
一般社団法人合板仮設材安全技術協会会長
一般社団法人全国クレーン建設業協会会長
全国仮設安全事業協同組合理事長

公益社団法人全国解体工事業団体連合会会長
全国管工事業協同組合連合会会長
一般社団法人全国基礎工事業団体連合会会長
一般社団法人全国建設業協会会長
全国建設業協同組合連合会会長
一般社団法人全国建設業労災互助会会長
一般社団法人全国建設産業団体連合会会長
一般社団法人全国森林土木建設業協会会長
一般社団法人全国測量設計業協会連合会会長
一般社団法人全国中小建設業協会会長
一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会
会長
一般社団法人送電線建設技術研究会理事長
公益社団法人日本プラントメンテナンス協会
会長
一般社団法人日本橋梁・鋼構造物塗装技術協
会会長
一般社団法人日本橋梁建設協会会長
一般社団法人日本空調衛生工事業協会会長
一般社団法人日本建設機械施工協会会長
一般社団法人日本建設業経営協会会長
一般社団法人日本建設業連合会会長
一般社団法人日本建設躯体工事業団体連合会
会長
一般社団法人日本型枠工事業協会会長
一般社団法人日本左官業組合連合会会長
一般社団法人住宅生産団体連合会会長
一般社団法人日本造園建設業協会会長
一般社団法人日本造園組合連合会理事長
一般社団法人日本電設工業協会会長
一般社団法人日本道路建設業協会会長
一般社団法人日本鳶工業連合会会長
一般社団法人日本埋立浚渫協会会長
一般財団法人首都高速道路協会理事長
公益社団法人全日本トラック協会会長
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会

会長
公益社団法人鉄道貨物協会理事長
一般社団法人日本港運協会会長
一般社団法人日本民営鉄道協会会長
公益社団法人全国通運連盟会長
オール日本スーパーマーケット協会会長
一般社団法人新日本スーパーマーケット協会
会長
全国タイヤ商工協同組合連合会会長
全国石油商業組合連合会会長
一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会会
長
一般社団法人日本ショッピングセンター協会
会長
日本スーパーマーケット協会会長
日本チェーンストア協会会長
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協
会会長
一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長
日本小売業協会会長
公益社団法人日本新聞販売協会会長
日本百貨店協会会長
公益社団法人全国有料老人ホーム協会理事長
公益社団法人全国老人福祉施設協議会会長
公益社団法人日本認知症グループホーム協会
会長
社会福祉法人全国社会福祉協議会会長
一般社団法人全国介護付きホーム協会代表理
事
一般社団法人日本在宅介護協会会長
一般社団法人「民間事業者の質を高める」全
国介護事業者協議会理事長
公益社団法人全国老人保健施設協会会長
全国社会就労センター協議会会長
全国身体障害者施設協議会会長
全国保育協議会会長

全国児童養護施設協議会会長
全国乳児福祉協議会会長
社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国母子
生活支援施設協議会会長
全国ホームヘルパー協議会会長
一般社団法人日本フードサービス協会会長
一般社団法人大阪外食産業協会会長
公益社団法人日本給食サービス協会会長
一般社団法人日本弁当サービス協会会長
一般社団法人日本惣菜協会会長
公益社団法人日本べんとう振興協会会長
公益社団法人リース事業協会会長
一般社団法人日本倉庫協会会長
一般社団法人信託協会会長
一般社団法人生命保険協会会長
一般社団法人全国銀行協会会長
一般社団法人全国信用金庫協会会長
一般社団法人全国信用組合中央協会会長
一般社団法人全国地方銀行協会会長
一般社団法人第二地方銀行協会会長
日本証券業協会会長
一般社団法人日本損害保険協会会長
一般社団法人日本ビルディング協会連合会会長
一般社団法人不動産協会理事長
一般社団法人日本民間放送連盟会長
一般社団法人日本映画製作者連盟会長
一般社団法人日本映像ソフト協会会長
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟理事長
一般社法人情報サービス産業協会会長
一般社法人情報通信エンジニアリング協会
会長
一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
会長
一般社団法人電気通信協会会長
一般社団法人電気通信事業者協会会長
一般社団法人電子情報技術産業協会会長

全国クリーニング生活衛生同業組合連合会会
長
一般社団法人全日本ホテル連盟会長
一般社団法人日本ゴルフ場経営者協会会長
一般社団法人日本ホテル協会会長
一般社団法人日本旅館協会会長
一般社団法人日本旅行業協会会長
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会会長
公益社団法人全国産業資源循環連合会会長
公益社団法人全国都市清掃会議理事長
一般社団法人東京ガラス外装クリーニング協
会会長
一般社団法人日本くん蒸技術協会代表理事
公益社団法人日本洗浄技能開発協会理事長
一般社団法人全国警備業協会会長
全国森林組合連合会代表理事会長
一般社団法人全国農業協同組合中央会代表理
事会長
全国農業協同組合連合会会長
一般社団法人全国木材組合連合会会長
一般社団法人日本林業協会会長
一般社団法人林業機械化協会会長
一般社団法人大日本水産会会長
社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会福
祉法人経営者協議会会長
全国救護施設協議会会長
公益社団法人日本社会福祉士会会長
公益社団法人日本介護福祉士会会長
公益財団法人日本知的障害者福祉協会会長
社会福祉法人日本保育協会理事長
公益社団法人全国私立保育連盟会長
公益社団法人日本食品衛生協会理事長
石油連盟会長
一般財団法人カーボンフロンティア機構会長
全国製紙原料商工組合連合会理事長
一般社団法人全国ガラス外装クリーニング協

会連合会会長
一般社団法人日本BPO協会会長
一般社団法人日本人材派遣協会会長
一般社団法人日本経済団体連合会会長
日本商工会議所会頭
全国商工会連合会会長
全国中小企業団体中央会会長
ものづくり産業労働組合JAM執行委員長
独立行政法人労働者健康安全機構理事長
一般社団法人日本ボイラ協会会長
一般社団法人日本クレーン協会会長
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会会長
公益財団法人安全衛生技術試験協会理事長
公益社団法人産業安全技術協会会長
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会会長
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会会長
一般社団法人全国登録教習機関協会会長
公益社団法人日本保安用品協会代表理事・会長
一般財団法人全日本交通安全協会会長
一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会理事長
公益財団法人産業医学振興財団理事長
学校法人産業医科大学理事長
公益社団法人全国労働衛生団体連合会会長
公益社団法人日本産業衛生学会理事長
公益財団法人健康・体力づくり事業財団理事長
公益財団法人介護労働安定センター会長
全国専修学校各種学校総連合会会長
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長
公益社団法人全国労働基準関係団体連合会会長
建設労務安全研究会理事長

一般社団法人全国労働保険事務組合連合会会長
公益社団法人日本医師会会長
公益社団法人日本海難防止協会会長
一般社団法人日本港湾福利厚生協会会長
一般社団法人日本在外企業協会会長
公益社団法人日本作業環境測定協会会長
公益社団法人日本歯科医師会会長
一般社団法人日本船主協会会長
公益財団法人海上保安協会会長
全国社会保険労務士会連合会会長
東京都家具商業組合理事長
独立行政法人都市再生機構理事長
公益財団法人日本消防協会会長
日本生活協同組合連合会代表理事会長
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長
東日本高速道路株式会社代表取締役社長
中日本高速道路株式会社代表取締役社長
西日本高速道路株式会社代表取締役会長
日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長
阪神高速道路株式会社代表取締役社長
本州四国連絡高速道路株式会社代表取締役社長
独立行政法人水資源機構理事長
国立研究開発法人森林研究・整備機構 理事長
森林総合研究所 所長
一般社団法人日本林業経営者協会会長
全国木材チップ工業連合会会長
一般社団法人日本工業炉協会会長
外国人技能実習機構理事長
一般社団法人高齢者住宅協会会長
日本労働組合総連合会会長
全国建設労働組合総連合中央執行委員長
全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟会長

全国電力関連産業労働組合総連合会長
全国法律関連労組連絡協議会議長
全国労働組合総連合議長
全国労働組合連絡協議会議長
全日本自動車産業労働組合総連合会会長
日本基幹産業労働組合連合会中央執行委員長
全日本運輸産業労働組合連合会中央執行委員長
全国ガス労働組合連合会中央執行委員長
全国交通運輸労働組合総連合中央執行委員長
全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会中央執行委員長
日本郵政グループ労働組合中央執行委員長
日本食品関連産業労働組合総連合会会長
日本化学エネルギー産業労働組合連合会会長